

の住民は人間の基本的な権利のために国を後にした。

寒さ、追跡、恐怖。北朝鮮で最も高い山、白頭山（中国では長白山と呼ばれている）付近にいる難民たちの置かれた状況だ。延吉、図們、琿春の北朝鮮に接する中国の三つの町。ほとんどの難民たちは、ここで生き、暮らし、細々とその命をつないでいる。滞在権はむろん、何ひとつ権利はない。従って捕らえられ、北朝鮮に強制送還される危険につねにさらされている。場合によってはそれは死を意味する。北朝鮮で医療活動をしたドイツ人医者であるノルベルト・フォラツェンは自分が書いた本の中で、北朝鮮難民の状況を次のように語っている「ある人は刃物で襲われ片目を失っていた。地元の人権活動家もまた刃物で襲われたと言い、骨盤に負った生々しい傷跡を私に見せた。医学的観点から見ると、難民のほとんどは蛋白質とビタミン不足で栄養失調状態にあり、年齢のわりには異常に体が小さい。子供の状態は特にひどく、栄養失調からほかの病気を併発している」。難民の中では保衛部隊や中国の警察から、そして自分たち難民のコミュニティーからも身を隠すため山奥に潜んでいるという難民グループの場合は、彼らはひどい栄養失調と最悪の衛生状態の中で極度の恐怖に怯えている。

そして、もっと深刻な現状は北朝鮮の国内で繰り返される食糧危機を解決することである。全てのことは同じように、問題の解決は、対処も大事であるが、それ自体が起こらせないするのがもっと大事である。

北朝鮮で人権は完全に無視されている。農民は国家の奴隷となり、極度の貧困にあえいでいる。彼らが存在する権利—生きる権利さえ、ないがしろにされているかのようだ。ごく普通の人々が飢え、死んでいく。そして体制の気まぐれで収容所に監禁される。強制労働が「秩序」を維持するための基本的な手段なのだ。病院はどこでも著しく物資が不足していた。手術設備はおろか、包帯、メス、抗生物質もなく、あるのはぼろぼろのベッドのみ。そこでは子供たちがじっと横たわり、死を待っている。みな一様に痩せ衰え、発育も遅く、押し黙っている。いっさいの感情を奪われてしまったかのようだ。どの子供も年齢のわりには異常に小さい。目は落ちくぼみ、顔の皮膚は骨に張りついている。青と白のストライプのパジャマは、ヒトラー時代のオシフィエンチム（アウシュビッツ）収容所を思い起こさせる。ひどい栄養失調で抵抗力が低下しているため、風邪をひいただけでも死ぬかもしれない。それにしても、孤児の数が本当に多い。親はいったいどこへ行ってしまったのか。家族に何が起こったのか。

ノルベルト・フォラツェンさんが北朝鮮で経験したことは私たちの想像を超えることだった。調査の仕方も不明で、計測器がないために中身の検査もできない砂糖と塩の混ぜものである「点滴」。その点滴を古いゴムホースに、消毒もできないため、間に合わせて洗浄されただけの（つまり、雨水ですすぐということ）古いビール瓶に突っ込まれている。しかし、もっと驚いたことはその点滴を受けている子供はもう死んでいたのだ。

年頃はおよそ10歳から15歳くらい、体重は14キロから15キロぐらいの骨と皮ばかりに

痩せこけた少女が息を引き取った。彼女は餓死したのだ。ノルベルトさんが通訳から聞いた話は、多くの子供たちが医師や看護婦たちの見ている前で無惨に命を落とすということだった。これが北朝鮮の姿である。

北朝鮮の飢餓は天候不順のせいだと思う人もいるかも知れないが、それは明らかに人災である。援助食糧が飢えた人々に正しく配給されていないという現状から分かるように北朝鮮問題は政治的な解決が前提にされない限り、完全な解決は不可能である。援助物資が援助を必要としている人々に届くことが前提である。自給したばかりの蛋白ビスケットや粉ミルク、砂糖、米、油はなくなり、多くの人々が飢えて死んで行くのだ。諸外国の NGO やジャーナリスト、外交官は、援助物資の行方を見とどけるために、当局の許可を得なくても自由に他方を訪ねる権利が与えられるべきだ。病を治すことも必要であるけど、病にかからないように予防するのがもっと求められる。

### Ⅲ

去年、「人権と平和」という授業で、私が一番悩んだことは人権のために国家や国際機関などがどこまで介入するかということだった。国際法の観点から考えても権利と義務という相反な立場で悩まざるを得なくなる。強制力がない国際法と干渉する側の正当性問題、内政干渉においてダブル・スタンダード問題は北朝鮮にも該当する問題である。飢えて死んで行く北朝鮮の子供のことや悲惨な状況に置かれている北朝鮮から逃げ出した人々を政治的に困るという理由で迷っている国たちに話してあげたい言葉がある。哲学者の J・P・サルトルは、「アフリカの飢えた子どもたちを前にして、文学に何ができるか」と聞いた。もしあなたたちがこのような質問を受けたら、答えられるか？彼もうまい答えが出せたわけではないだろうが、答えを出そうと、最後まで努力し続けたと思う。

力が足りなくて、できなかったという結果がすべてではない。何が正しいか、正しくないのかについて声を出して、これから人類が歩いていく方向を提示することが可能なら十分だと思う。力不足や無力を口実に無為を正当化することこそ、歴史に恥ずべきなのだ。

#### 【参考文献】

- ・ノルベルト・フォラツェン、『北朝鮮をしりすぎた医者－国境からの報告』、草思社、2001
- ・緒方貞子、『難民つくらぬ世界へ』、岩波書店、1996
- ・『朝日キーワード別冊・国際（新版）』、朝日新聞社、1999
- ・国連人権高等弁務官事務所：<http://www.unhchr.ch/>
- ・アムネスティ・インターナショナル日本：<http://www.amnesty.or.jp/>
- ・HRNK（北朝鮮人権委員会）：<http://www.hrnk.org/>

## 北朝鮮難民問題の現状、政策と展望

### 目次

1. はじめに
  2. 脱北事態と国際社会
  3. 脱北難民問題の現状
  4. 脱北難民問題に対する各国の処理実態
  5. 国際的 NGO の連携を通じた解決策模索
  6. 終わりに
- ※ 参考資料

#### 1. はじめに

過去一世紀を通じてアジア太平洋地域はアメリカの輸出市場を背景に素晴らしい発展を辿ってきた。その中でも日本や韓国等の先頭走者は特に目立つ経済成長を達成してきた。しかし、東南アジアの数多い国々はまた貧困な経済状況のままであることも事実である。私は将来的に、貧しい国々の今の経済的現状が少しでも改善されるように貢献していきたいと思っている。

一回しかない人生は自分が決めて生まれることはできな。何の罪もないのに貧しくて人権が尊重されない国に生まれて最低限の生活もできないことは悲しいことである。その国のひとつである北朝鮮は最近深刻な飢餓と人権蹂躪から脱出している、いわゆる脱北者が急激に増えている。その現状の中で、周辺国である韓国・日本・中国にとって脱北者問題はこれから政治的面だけではなく、人道的な側面での積極的な対応が求められると思う。世界のグローバル化が進んでいる今の流れで相変わらず人権蹂躪をしている北朝鮮の問題は世界の平和と発展に反していることはいうまでもない。

特に中国と北朝鮮の密接な関係から発生する問題が非常に多くなっていることは大きな問題である。中国の憲法に「人間の尊厳性の尊重」の項目が明記されているにもかかわらず、中国が北朝鮮脱北難民問題に関して人間の尊厳性が守られていないことは残念なことである。

脱北者問題の状況と各国の対応実態、そして、国際的な動きを考えてみたいと思っている。そして、もっと平等で平和があふれる世の中を作っていくことを真剣に考えたいと思う。

## 2. 脱北事態と国際社会

国際社会で脱北問題が知らされたのは1990年代初ロシアで北朝鮮の労働者の脱出からである。その後、1996年北朝鮮で食糧難が加重され2百万人以上の餓死者が発生して脱北行列が加速化されたが、国際社会にとって脱北者の存在は単純な記事に過ぎなかった。

この中で、1999年3月10日フランスのピエルリグローを中心にして知識人たちが中国内の脱北者の人権保護のための声明を発表したのである。そして、同年4月韓国の知識人たちも生命を発表して、脱北者保護を呼びかけて、金相鉄弁護士を中心に4月16日脱北難民保護UN請願運動本部(CNKR)が発足された。それ以外にも、多様な人権団体が作られて特性によって脱北者と北朝鮮の人権保護のための事業を推進してきたのである。CNKRが推進したUN請願1千万人署名運動は2年目に当たる2001年にその目標を達成して同年5月16日に総11,800,495人の署名をUN本部に提出した。

このような活動の過程で脱北難民問題は段々国際社会にその実態をあらわれることになった。特に、今年の脱北者の海外公館侵入事件は脱北難民の実態を国際的な話題に取り上げるきっかけを作ったことである。これからは脱北難民問題は朝鮮半島だけの問題ではなく国際社会、特に周辺国の関心をもっと必要になるだろう。

## 3. 脱北難民問題の現状

### 1) 脱北の背景

1990年代以降北朝鮮の経済はマイナス成長を続けてきたし、数多い自然災害によって全国が荒廃化された。毎年続いた農業の凶作は大量の餓死者を発生させた。大部分の地域は今も深刻な食料難に苦しめられている。それによって、北朝鮮住民たちは現指導体制の非効率性と指導部の政治的な限界を認識するようになって結局個人別に自分の生存方法を模索するまでになった。その結果、たくさんの北朝鮮住民が選択したのが脱北の道であった。アメリカの資料によると1995年と1998年の間に最低百万人以上の北朝鮮住民が飢え死になってしまった。そして、三十万人程度の脱北者が中国内に滞在しているといわれている。大部分の脱北者は不法的な身分であるから中国公安と北朝鮮要員の逮捕から逃げなければならないのが現状である。このような人権侵害状況で無差別的に露出された中で極貧状態で毎日を延命している。北朝鮮は脱北者を北朝鮮体制に反する反体制犯として規定して、強制送還された住民たちを刑法によって厳罰するなど、脱北者に対する圧迫を強化している。

## 2) 中国内脱北難民の実態

中国の公式的な立場は脱北者たちを難民ではなく単純な不法滞在者として扱うことである。それによって、脱北者たちは中国政府や国際機構から全然助けてもらえないことになっているし、逆に中国は北朝鮮との共助下で脱北者を探して、強制追放するなど脱北者に対する弾圧と迫害に力を入れていると思われる。朝鮮族や一部宗教団体がたまたま脱北者を支援しているが、このような支援では足りないのが現状である。そして、韓国や支援団体と接触した脱北者は極刑にされると言われている。

脱北現象が長期化され脱北者たちの基本的な人権侵害現象が加速化されている。ある機関の調査によると、中国内の脱北者の中、女性が占める比率は75.5%以上で、このように脱北者の大多数を占めている女性は人身売買を通じて中国人と強制的に結婚されたり、性的な遊び相手に売られて不法監禁、強姦、暴行、強要による売春などに苦しんでいる。このような人権蹂躪は中国法精神にも外れるが、身分上の不安定で中国法の保護を受けることができないし、不法に対する中国政府の介入事例もほとんどない。

ほとんどの脱北者は深刻な栄養不足状態と病気、感染などで健康状態が悪化荒れている。特に、子供の成長、発育異常だけではなく、持続されているひどい状況によって精神的にも大きなダメージを受けている。彼らは適齢期の教育機会剥奪と精神的な衝撃で今後正常な成人としての回復が難しいと予想されている。

大量の脱北事態を起こした北朝鮮内の政治的、経済的状况が改善の余地が見られないから、中国内の脱北者数はこれからもっと増加されるだろう。問題の深刻性と今現在も苦しんでいる多数の北朝鮮住民を考えると脱北者問題は早く解決する課題であると思う。現在脱北者問題で影響されている国は韓国、中国、北朝鮮、日本などが挙げられる。その中でも、大部分の脱北者が中国に脱出している現状を見ると脱北者問題解決に中国の役割は大きいと思う。しかしながら、中国は北朝鮮と緊密な共助体制を維持しているため国際機構の適切な介入がないと中国公安当局が脱北者処理問題に適切に対応することを期待することは難しいと思う。

## 4. 脱北者問題に対する各国の処理実態

### 1) 北朝鮮

北朝鮮は地球上に現存する国家の中で最も抑圧がひどい国で、国民を強力に統制する国であると知られている。北朝鮮の家庭は一般的に金正日に対する忠誠度と理論的な純粋性によってレベルが測れている。支援された食料の大部分も政治的な階級が高い人に集中的に配給されているという主張も出ている。政府から差別されている脱北者には海外からの食

料や支援品が届くはずがない。北朝鮮国民は毎月変更されるコードが入力された通行証明証ないと居住区域の外には出られないことである。許可されてない移動は犯法行為で、許可なしに北朝鮮以外の国に出る行為は重罪として処罰する。要するに、北朝鮮は脱北者を裏切り者だと判断し、脱北行為が発覚されると即決死刑にすることも少なくないという。

中国滞在中韓国人や特定宗教団体と接触した者も死刑や終身刑になるという。北朝鮮に送られた脱北者の中、妊娠した女性の場合強制的に流産させたり、出産直後の新生児を殺害することもある。その根拠は「監獄内での出産の禁止」ということに決められているからである。

監獄内の環境は悪いし拷問が日常的に行われているし、収監者たちは一日 16 時間から 18 時間くらい労働作業をさせられている。収監者が共産党の政策に反対したら即決死刑にされてしまうことは日常的に行われている。

脱北者に対して北朝鮮の態度変化があるまでには、脱北者の北朝鮮送還はどのような形でも脱北者には非常に危険な選択になるだろう。北朝鮮当局は基本的な生活必需品を提供することによって自国民の要求と福祉に対する責任を果たさなければならない。また、反政府勢力に対する弾圧を中止することや政治犯身分で北朝鮮を離れるという国民に対して行われている迫害も中止すべきである。

## 2) 韓国

法的に厳密に言うと、韓国の法律では北朝鮮住民を自国民として考えている。憲法上韓国の領土がどこまで適用されるかの問題は、脱北者の法的地位と密接な関連を持つため慎重に検討することが望ましいと思われる。なぜならば、北朝鮮は韓国法律を北朝鮮の主権に対する脅威だと考えるからである。

韓国の憲法 3 条は朝鮮半島とその付属島全体を韓国の領土と定めている。それによって、韓国は北朝鮮内外の北朝鮮住民に対して、彼らが韓国の領土内に現在居住するか、過去に居住したことがあることで後見人的な義務を負っている。象徴的にも現実的にもこれは韓国の義務であることで北朝鮮住民に対する援助も論理的に充分いその正当性を持っているともいえる。

しかし、韓国政府が海外の脱北者を支援するための全ての手段を動因しているかはわからないことである。現在まで、韓国政府は北朝鮮の人権蹂躪に関してあまり反応をしなかったのが事実である。人道主義精神に基づいて政府の統一部が全脱北者に対する支援と便宜を提供する基本方針はあるものの、中国やロシアが脱北者に難民地位を付与する問題に対して韓国政府がどのような圧力を行使しているかは明確ではないことである。現実的には主に

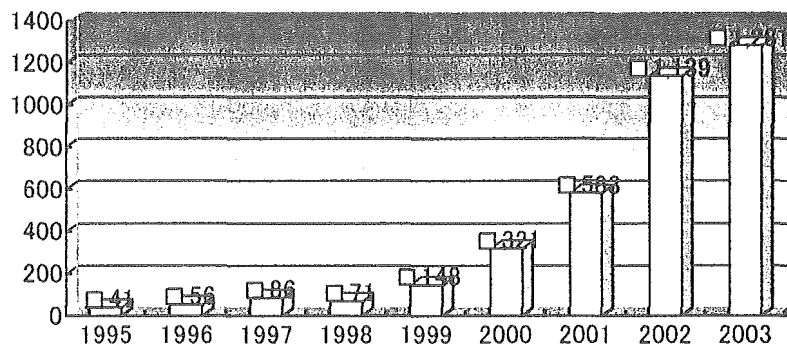
脱北者が韓国に到着してから支援が行われているのが現状であることは明らかである。

国会の統一外交委員会は中国内に滞在している‘脱北者’たちが国際的難民と対等な処遇をもらえるように政府の外交的な努力を求める「北朝鮮脱北者の人権保護のための決議案」を採択した。韓国の政府と国会はこれからもこのような方法を通じて脱北者を支援する努力をして、北朝鮮・中国・日本・アメリカなどとの対話を通じて脱北者問題を公式議題として取り上げるなど、人道的な側面で幅広く脱北者問題に接近して努力する必要があると思われる。

### 韓国に亡命した脱北者数の推移

年度	95年	96年	97年	98年	99年	00年	01年	02年	03年
人数	41	56	86	71	148	321	583	1,139	1,281

(出所:韓国国土統一部ホームページ)



韓国の脱北者人権と支援のための市民連合代表団

### 3) 中国

中国は伝統的に緊密な政治的・軍事的関係を維持しながら、一方では韓国との緊密な経済的協力関係を発展させてきたことに注目すべきだと思う。中国は北朝鮮と締結した古い条約と外交的現実の間で激しいジレンマになることもたくさんある。しかし、脱北者問題は局地的な問題ではなく段々国際的、人道的次元での問題に拡大されている。そして、全世界は中国が国際的な人権問題を処理する能力を持っているかに注目していることである。

歴史的に 1990 年代脱北難民が大量流入される前、中国は脱北難民問題を国境問題程度にしか見なかったことで北朝鮮との標準国境管理協定を維持しながら自国の国境を管理して、両国国境地帯での治安を維持したのである。しかし、1990 年代初から脱北難民の数が増加し始めて、以降、脱北難民問題は韓国・北朝鮮・中国や国際社会の問題になった。しかしながら、中国は脱北難民問題を既存の国境問題として処理しているし、脱北者が犯罪者だという北朝鮮の立場を尊重している。

中国の立場からすると、北朝鮮との共助に基づいての脱北者の逮捕・送還は正当なこともかもしれない。脱北難民問題を局地的問題と見て北朝鮮との関係であることを強調し解決する意図が中国にはあると思う。ここで問題になるのは、中国が今までとってきた政策と違って国際法上 1951 年の難民協約書と 1967 年難民議定書の内容を守る義務があることである。中国が脱北難民の亡命を許容したからなくても、最低限に脱北難民が迫害や処刑に露出されることを傍観してはならないという義務を持っていることである。

そして、中国は自国内の脱北者や他の国の難民を保護する責任がある。もし、中国が保護することを直接提供したくない場合には、その代わりに UN 難民高等弁務管 (UNHCR) の責任で中国と北朝鮮の国境地帯の難民問題を管轄するようにならなければならない。適法的なプロセスの保障をしないで全ての脱北者が“経済的移住民”だと一方的に主張してはいけない。中国は UNHCR が脱北者をインタビューして難民としての地位を決定するように許容しなければならないのである。

国際法上の基本原則に従うと、脱北者は難民ではないことが明らかに判明されるまで難民として推定され保護される権利を持っている。結局、中国はどのような場合でも脱北者が中国を離れて他の国に定着するか、もしくは、中国内外で避難所を探すことを許可することになる。

脱北者問題処理に関して中国がもっと進んだ政策をとることを願っている。そして、脱北者問題に対する中国の立場から、将来に中国が本当の意味での世界主導国になれるかどうかを読み取れることになるだろう。脱北者問題は国際的人権問題であるから、中国だけでこの



問題を解決することが難しくなった場合国際社会は支援をすることが要求されると思う。

## 5. 国際的 NGO の連携を通じた解決策模索

政府のレベルでできることはかなり制限的であることは事実が、NGO が効果的に活動するためには政府と共同で北朝鮮難民問題に取り組むことが必要である。NGO は UN に請願書を提出して、難民には医療とその他の支援を提供して一般市民の大衆意識を高めることが可能である。

現在、脱北者支援活動を行っている NGO は Hebrew 移民者支援協会、人権保護のための弁護士協会、在米韓国人協会、米国難民委員会、国際的宗教の自由のためのハドソン財団プロジェクトなどがある。

そして、国境がない医師会、脱北難民保護運動本部、北朝鮮人権市民連合、日本の脱北者支援基金、朝鮮半島平和プロジェクトなど脱北者援助に即核的に動いてくれる団体もある。このような団体が連合し組織を構成して、UN 人権委員会からコンサルタント地位を獲得、脱北者問題に直接的に介入することが効果的だと思う。

## 6. 終わりに

脱北者問題は政治問題以上に重要な問題である。今まで中国は脱北者問題を経済的移住民として扱う方針を続けてきた。その狙いは北朝鮮の経済事情回復を通じてこの問題が自然に解決されることであった。しかし、北朝鮮は脱北者問題を体制に順応しない自国民に関する国内問題として扱いながら中国と同じく経済状況が好転されると脱北者問題はなくなることを期待していることである。

しかし、脱北者の数が年々急激に増えていることで国際的な措置が必要になっているのが現状である。人間は基本的な尊厳性を尊重される権利があることを忘れることは犯罪と同じくらいだという覚悟で脱北難民の問題に取り組む姿勢が必要だと思う。

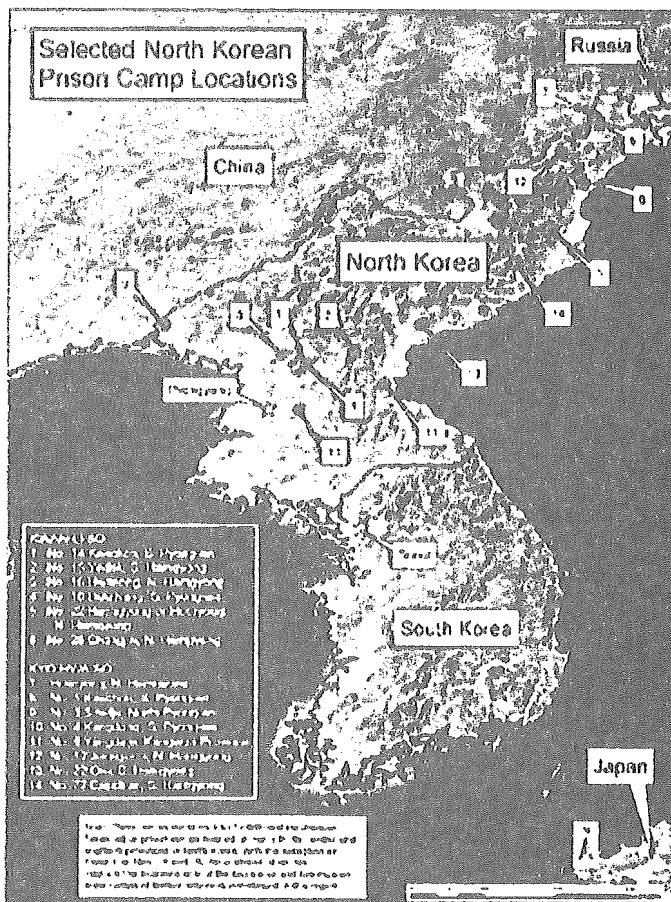
世界各国の数多い NGO や人権団体、宗教団体などが脱北難民の苦痛を減らすために命をかけて脱北難民が脱北して定着することを支援している。相対的に私は何をしていたか考えてみると反省と足りないことがたくさんある。政治的、または理念的な問題の以前に人間に対する尊厳性が優先することを忘れてはいけないと思う。世の中は非常に不公平な面が多くて、脱北難民のように一生を最低限の生活維持もできないまま過ごしている人々がたくさんいることが現実である。

これからもっと増えると予想される脱北難民に対しての対策はもちろん、北朝鮮の体制を変えて北朝鮮に残っている 2,500 万人の住民を助ける根本的な対策を立てなければならない。正しい心と知恵を持っている人が増えることで世の中はより良い社会になるのではないだろうか。

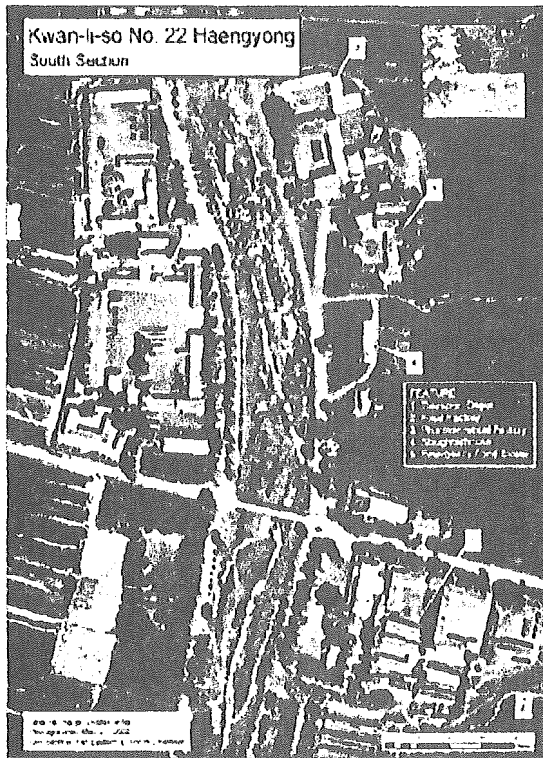
### 北朝鮮の実情



中国北京にあるドイツ国際学校に入ろうとしている脱北者  
(2004年5月)



36個の中 14個の政治犯収容所



人工衛星から見た22号政治犯収容所



北朝鮮児童の飢餓状態(2002年) 1



北朝鮮児童の飢餓状態(2002年) 2



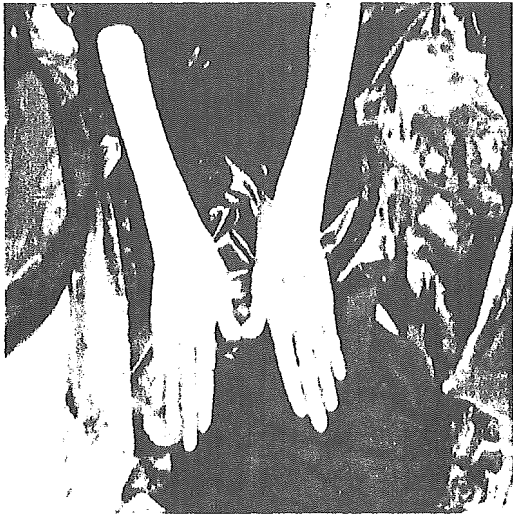
北朝鮮児童の飢餓状態(2002年) 3



北朝鮮児童の飢餓状態(2002年) 4



北朝鮮の30歳女性の健康状態 1



北朝鮮の 30 歳女性の健康状態 2



北朝鮮の 30 歳女性の健康状態 3

## 感染管理認定看護師の人材育成

院内感染は社会問題化して久しく、最近では複雑化・重篤化の傾向にあること、また新たな感染症の発生なども見られることから、施設ごとの感染管理の組織化、特に感染管理に関する専門家チームによる迅速な対応の重要性が提唱され、その中核となる高度な実践能力をもつ看護師の育成に対するニーズが高まっている。

欧米諸国では、病床 250 床～500 床に 1 人の感染管理専門看護師が専任で配置され、病院が提供する医療の質の保証、および効率の側面から欠くことのできない職種となっている。

このような動向を踏まえ、本会は 2000 年 4 月に感染管理認定看護師教育課程を開講、2003 年末には、認定者は 103 人となった。これらの感染管理認定看護師は疫学や院内感染サーベイランスなどの専門的知識・技術を駆使し、施設の状況に合う感染管理の推進に貢献しており、その実践力は高い評価を得ている。

しかし、欧米諸国のように感染管理の専任者として配置されている者は半数に満たない。また、全国的にみて多くの医療施設や地域では、感染管理における人材や情報の不足など課題が山積している。

## 1. 日本看護協会感染管理認定看護師の認定教育機関（2005 年 8 月調べ）

日本看護協会看護研修学校

日本看護協会神戸研修センター

国立看護大学校研修部

東京都看護協会認定看護師教育課程

北海道医療大学認定看護師研修センター（2005 年 6 月開講）

滋賀県立大学人間看護学部地域交流看護実践研究センター（2005 年 10 月開講）

## 2. 研修期間

1 年間（但し、教育機関での研修期間は 6 ヶ月間） 費用は約 70 万

## 3. カリキュラム概要

## 例 1) 日本看護協会看護研修学校

共通科目	135 時間	専門基礎科目	120 時間	専門科目	120 時間	演習	235 時間	実習	200 時間
リーダーシップ	15	感染管理学	15	病院感染サーベイランス	45	演習	210	実習	200
文献検索・文献講読	15	疫学と統計学	30	感染防止技術	30	微生物学実習	25		
情報処理	15	感染症 w	30	職業感染管理	15				
看護倫理	15	微生物学	30	洗浄・消毒・滅菌とファシリテイ・マネジメント	15				
教育・指導	15	医療管理学	15	感染管理教育	15				
コンサルテーション	15								
看護管理	15								
看護論 I	15								
看護論 II	15								
総時間数				810 時間					

例2) 日本看護協会神戸研修センター  
東京都看護協会認定看護師教育課程

共通項目	120	専門基礎科目	120	専門科目	120	演習	90	実習	180
リーダーシップ	15	感染管理学	15	院内感染 サーベイランス	45	演 習	90	実習	180
文献検索・ 文献購読	15	疫学と統計学	30	感染防止技術	30				
情報処理	15	感染症学	30	職業感染管理	15				
看護倫理	15	微生物学	30	洗浄・消毒・滅菌 とファシリティ・ マネジメント	15				
教育・指導	15	医療管理学	15	感染管理教育	15				
コンサルテーショ ン	15								
対人関係	15								
看護管理	15								

630時間

資料1: 日本看護協会看護研修学校 感染管理認定看護師研修コース 案内

1. 感染管理とは

感染管理とは、保健医療施設におけるすべての人を感染から守るための活動です。感染管理認定看護師には、疫学、微生物学、感染症学、消毒・滅菌、関係法規などに関する最新の知識を基盤に、各施設の状況に合った効果的な感染管理プログラムを構築することが期待されています。

2. 感染管理学科の特徴

感染管理学科では、感染管理プログラムを構成する以下の6つの項目について学びます

1) 病院感染サーベイランス

疫学的な知識に基づき、病院感染発生の状況に関するデータの収集、分析、評価を自らが実践し、その結果を感染防止に直接関わる医療従事者と共有することを通して、感染率の減少を目指す活動です。サーベイランスの実践を通して、感染防止対策の感染防止効果と経済性を評価することが可能になります。

サーベイランスの実践に求められる知識と能力

- ・ 基礎的な疫学、統計学の知識
- ・ コンピューターソフトを用いた基礎的な統計処理能力
- ・ あらゆる職種との会話・文章によるコミュニケーション能力
- ・ 英文読解力（辞書をひきながら文献の要点を理解する程度で可）
- ・ サーベイランスの方法を人に指導するのではなく、自ら実践する姿勢と実行力

2) 感染防止技術

疫学的に効果が認められた感染防止技術について情報収集を行い、各施設および部署の状況に合った効果的な感染防止対策を立案、導入、評価、改訂します。

感染防止対策の計画立案、導入、評価、改訂に求められる知識と能力

- ・ 効果的な感染防止技術に関する知識
- ・ 疫学・統計学の知識に基づき効果的な感染防止対策を選択する能力
- ・ 文献検索、インターネットによる最新の感染防止技術に関する情報収集能力



- ・ 病院感染サーベイランスの実践を通して感染防止対策の効果を評価する能力
- ・ 英文読解力（辞書をひきながら文献の要点を理解する程度で可）
- ・ 組織横断的に新しい感染防止対策を導入する行動力とコミュニケーション能力

### 3) 職業感染防止

病院で働くすべての人に対して、針刺し事故や空気感染を含む職業感染防止対策を立案、実践、評価、改訂します。

職業感染防止対策の計画立案、実践、評価、改訂に求められる知識と能力

- ・ 効果的な職業感染防止技術に関する知識
- ・ 文献検索、インターネットによる最新の職業感染防止技術に関する情報収集能力
- ・ コンピューターソフトを用いた基礎的なデータ管理能力

### 4) 感染管理教育

病院で働くすべての人々に対して、啓発教育を実践します。

感染管理教育に求められる知識と能力

- ・ 的確な教育ニーズアセスメント能力
- ・ 成人学習者の特徴をふまえた効果的な教育プログラム立案、実践および評価能力
- ・ プレゼンテーションおよびコミュニケーション能力

### 5) コンサルテーション

病院で働くすべての人々に対して、コンサルテーションを実践します。

コンサルテーションに求められる知識と能力

- ・ 正確な情報に基づく、適格なアドバイスを提供する能力
- ・ 会話・文章でのコミュニケーション能力
- ・ 組織横断的な人的資源の調整能力
- ・ 文献、インターネットによる情報収集能力
- ・ 威圧的、指導的ではなく、支持的で誠実な姿勢

### 6) ファシリティ・マネジメント

患者の安全な療養環境を確保するためのファシリティ・マネジメントを推進します。

ファシリティ・マネジメントの推進に求められる知識と能力

- ・ 洗浄・消毒・滅菌に関する基礎知識およびそれらに関する最新の情報を収集する能力
- ・ 廃棄物処理、空調・水質管理に関する基礎知識およびそれらに関する最新の情報を収集する能力
- ・ 組織横断的に活動する実行力

## 資料2：日本看護協会認定看護師制度における認定看護師教育課程

### 名 称

社団法人 日本看護協会 看護研修学校  
認定看護師教育専門課程

### 治 軍

- 日本看護協会は、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践のできる認定看護師を社会に送り出すことによって、看護現場における看護ケアの広がりや質の向上を図ることを目的に認定看護師制度を発足させました。

- この制度のもとに、平成8年10月、東京・清瀬市にある看護教育研究センター内に認定看護師教育課程を設置し、救急看護と創傷・オストミー・失禁（WOC）看護の2コースを、平成10年10月より重症集中ケアとホスピスケアの2コースを開講しました。
- 平成12年4月からこの教育課程を看護研修学校の認定看護師教育専門課程とし、認定看護分野ごとの学科において教育を開始しました。平成12年4月には感染管理学科、平成13年4月には糖尿病看護学科を加えた、全6学科で教育をおこない、平成17年度からは、小児救急看護、認知症高齢者看護学科の2学科を開校し全8学科になります。

### 教育理念

- 高度・専門化する医療をはじめ、変化する保健医療福祉環境の中で、看護の役割が拡大し、質の高い看護ケアが求められる看護現場のケアの質の向上を図ることを目的に、特定の看護分野において、熟練した看護技術を用いて水準の高い看護実践のできる認定看護師を育成する。

### 教育目的

- 特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて看護実践でき、他の看護職者のケア技術の向上に資する認定看護師を育成する。

### 学科構成

学科名	教育期間□	入学定員
救急看護	1年間	30人
重症集中ケア	1年間	30人
創傷・オストミー・失禁（WOC）看護	1年間	40人
ホスピスケア	1年間	30人
感染管理	1年間	30人
糖尿病看護	1年間	30人
小児救急看護	1年間	30人
認知症高齢者看護	1年間	30人

□東京での教育期間は実質6ヶ月になります。

### 年間スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月
・入学式 ・学科ガイダンス	・通信教育	・講義/演習開始	・前期科目試験	・夏季休暇 ・後期科目試験	・臨地実習開始
10月	11月	12月	1月	2月	3月
・臨地実習終了	・実習まとめ/演習 ・ケースレポート 発表会 ・講義/演習終了	・補習 ・冬季休暇	・修了試験	・春季休暇	・卒業式

□6月～11月(東京・清瀬市での研修期間)

## 教育課程修了から認定看護師になるまで

- 履修すべき教科目ごとに時間数の5分の4以上の出席が必要です。
- 履修した教科目について試験を受け、科目修得の認定を受けます。
- 臨地実習の定められた時間数の5分の4以上を出席し、さらに臨地実習に合格することが必要です。
- 修了試験において8割以上の得点を修め、合格しなければなりません。

保健師  
助産師  
看護師  
免許所有

実務経験5年以上  
(うち3年以上は  
認定看護分野の経験)

認定看護師教育課程  
(看護研修学校)  
修了

認定審査

認定看護師

\* 教育課程を修了することで、認定看護師の認定審査を受ける資格が得られます。

\* 日本看護協会認定看護師制度を詳しくお知りになりたい方は、日本看護協会公式ホームページ「資格認定制度」へ

## 学費・奨学金・給付金

学 費		備 考
入 学 金	5 万円	
授 業 料	60 万円	ホスピスケア学科は日本財団事業から一部補助金助成があります。
実 習 料	10 万円	全学科実習中の交通費・宿泊費等は自己負担

奨学金	希望者は選考により以下の奨学金を利用することができます。	
日本学生支援機構	月額 60,000 円 (自宅外)	平成 17 年度実績
	月額 53,000 円 (自宅内)	
東京都育英資金	月額 50,000 円	前年 10 月 1 日以降、東京都に住民票のある者を対象 (平成 17 年度実績)

### 資料 3. 日本看護協会認定看護師の教育

日本看護協会は、認定看護師の水準を均質にするため、認定看護師の育成にふさわしい条件を備えた教育機関を認定看護師教育機関として認定する。

#### ● 教育機関の審査項目

- (1) 教育理念及び教育目的
- (2) 教育課程の運営 (カリキュラム及び教育期間)
- (3) 入学要件及び修了要件
- (4) 教員 (資格、配置及び処遇)
- (5) 委員会 (入試委員会及び教員会)
- (6) 教育施設及び実習施設などの条件等
- (7) 収支

● 認定看護師教育課程の概要（制度委員会が定めている基準）

\* 教育期間

6ヶ月以上であり、原則として、連続した（集中した）昼間の教育であること

\* 授業時間数

共通科目：90時間以上

専門基礎科目：時間規定なし

専門科目：時間規定なし

学内演習および臨地実習：200時間以上

総時間：600時間以上

● 認定されている教育機関と認定看護分野

No	教育機関名	認定看護分野
1	 日本看護協会看護研修学校 認定看護師教育専門課程  TEL:0424-92-7211	救急看護 創傷・オストミー・失禁（WOC）看護 重症集中ケア ホスピスケア 感染管理 糖尿病看護 小児救急看護 認知症高齢者看護
2	神奈川県立保健福祉大学 実践教育センター  TEL:045-621-9138	重症集中ケア がん性疼痛看護
3	 日本看護協会神戸研修センター  TEL:078-230-3250	がん化学療法看護 不妊看護 ホスピスケア 感染管理
4	国立看護大学校研修部  TEL:0424-95-2607	感染管理 がん性疼痛看護 がん化学療法看護(2005年度休講)
5	広島県看護協会 認定看護師教育課程  TEL:082-503-2382	新生児集中ケア
6	神奈川県看護協会 認定看護師教育課程  TEL:045-263-2901	ホスピスケア
7	東京女子医科大学看護学部 認定看護師教育センター  TEL:03-3357-4820	透析看護 手術看護